

平成26年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成26年5月27日（火）

開催場所：宮城県庁11階北側 第2会議室

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成26年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会（大場技術補佐）：定刻前ですが、皆さん揃いましたので、只今より平成26年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催致します。

はじめに、菅原農林水産部次長より挨拶を申し上げます。

菅原農林水産部次長：皆さんこんにちは。お忙しいところ、ご出席を頂きまして大変ありがとうございます。また、日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本来であれば、吉田農林水産部長が挨拶を申し上げるところでございますが、別の会議の方に出席しなければならないので、代わりまして、技術担当次長の菅原が一言ご挨拶を申し上げます。

あの東日本大震災から早いもので4年目を迎え、県でも震災復興計画における再生期の初年度を迎えております。農業生産基盤につきましては、「農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ」に基づきまして復旧・復興を進めており、今年の4月末時点における津波被災農地の復旧進捗は、対象面積の13,000ヘクタールのうち、90%にあたる11,700ヘクタールに着手してございまして、既に営農再開が可能となったのが10,400ヘクタールでして、約80%にあたる面積となっております。

着実に復旧が進んでいる状況ではございますが、これからは沿岸部で、被災の一番ひどい所の復旧に掛かるということで、正念場の年を迎えているというところでございます。その中で、今後も復興への道のりは険しいものではございますけれども、全国から地方自治法に基づく技術者の派遣を始め、色々なご支援を頂きながら、被災地域の創造的復興に向けて取り組んでいるところでございます。

本日は本年度第1回目の検討委員会でございますが、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「中山間地域等農村活性化事業」の3事業について、委員の皆様から指導・助言を頂く場でございます。

特に「多面的機能支払」につきましては、これまでの「農地・水保全管理支払」から移行したもので、「中山間地域等直接支払」とともに「日本型直接支払制度」の中の事業に位置づけられております。

この「日本型支払制度」は、今年度は予算補助で進められますが、現在、今国会で審議されておりますが、来年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業として進められることになっております。

前回、昨年12月の委員会においては、本年度の予算・事業内容もあまり確定していない中、なお国からの情報も全く不足している中での開催ということで、「多面的機能支払」について色々議論頂きましたが、本日はもう少し詳しい内容を説明したいと思っております。

さらに「中山間地域等直接支払」につきましては、今年度が第3期対策の最終年となっております。本日の委員会で県の最終年評価を審議頂き、国へ報告することとしておりますのでよろしくお願い致します。

また、委員の皆様の本期の任期は2年間ということで、1月7日からの任期となっておりますが、本日の委員会が本期の初めての開催でございます。今回初めて出席される委員の方もおりますが、本日の委員会がそれぞれの専門的立場からご意見を頂き、本県の農村振興の活性化に資することを祈念いたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

司会（大場技術補佐）：ありがとうございました。菅原次長は4月に課長の兼務がとれまして、次長職に専念することになりました。また、後任には、昨年まで農村整備課長をしておりました丹野課長が就任しておりますので、ご報告致します。

丹野課長：よろしくお願い致します。

司会（大場技術補佐）：今年度第1回目の委員会でございますが、今回は委員・専門委員の皆様全員の出席の予定でしたが、加藤専門委員がやむを得ない事情で急遽欠席となってしまいました。今回は委員・専門委員併せて12名中11名の出席となっております。

また、3月に「公益社団法人 みやぎ農業振興公社」の真木理事長がご勇退なされ、本委員についても辞任されております。後任に高橋正道みやぎ農業振興公社理事長が当委員会の委員に就任されましたので、ご紹介致します。

高橋委員：どうぞよろしくお願い致します。

司会（大場技術補佐）：また、大泉委員におかれましては、この3月に宮城大学を退官され、4月からは宮城

大学の特任教授になられましたのでご紹介致します。

続きまして、事務局の方ですが、菅原次長と丹野課長の他にも4月の異動によりメンバーが代わっておりますので、ここでご紹介致します。

高橋正敬班長の後任として参りました太田恒治班長でございます。

太田班長：太田でございます。よろしくお願い致します。

司会(大場技術補佐)：それから、農地・水保全管理支払を担当していました佐藤博子技術主査の後任として、多面的機能支払を担当します佐藤英之技術主査でございます。

佐藤技術主査：佐藤です。よろしくお願い致します。

司会(大場技術補佐)：それから、私、大場と、廊下で受付をしております伊藤技術主幹、それから高橋主事が居残りとなっております。今年1年、このメンバーで事務局を担って参りますので、よろしくお願い致します。

続きまして、今期の委員の任期は平成26年1月7日から平成28年1月6日となりますが、新たな任期ということで、委員長・副委員長については条例で委員の互選により定めとなっております。如何致しましょうか。

田村委員：事務局案を提示願います。

司会(大場技術補佐)：事務局案という声がありましたので。事務局としましては、大泉委員にそのまま委員長を継続していただき、「みやぎ農業振興公社」の真木委員がこれまで副委員長をしておられましたので、その後任ということで高橋正道委員に副委員長をお願いしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

委員・専門委員：異議なし

司会(大場技術補佐)：了承いただきましたので、今期は大泉委員長、高橋正道副委員長で委員会を進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入りますが、その前に資料の確認をさせていただきます。資料については事前に送付しており、本日持参いただくことにしております。

資料は次の通りでございます。

次第

出席者名簿

資料1

資料2

資料3

資料4

広報写し

運営要領

なお、資料2につきまして一部訂正がございまして、皆さんのお手元にA3の資料をお渡ししております。こちらが差し替えする部分でございます。後で担当から説明がございまして。

なお、運営要領につきましては、農地・水保全管理支払から多面的機能支払に制度が変わったことと、名簿の変更のみでございますので、事務局の判断で事前に修正しております。

また、本委員会では、議事録の作成のため、ICレコーダーにより録音して記録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますがマイクをご使用願います。

本委員会の条例第五条の2により、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告致します。

また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会は公開となりますので予め承願います。

それでは、ここから議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願い致します。

よろしくお願ひします。

大泉委員長：それでは、平成26年度第1回目の農村振興施策検討委員会の議事に入ります。

議事は4点ありますが、まずは、「前回委員会における助言及び説明内容について」の説明をお願い致します。

大場技術補佐：資料1につきましては、私の方からご説明致します。この説明は今回のメインの説明の前触れのお話ということで説明させていただきます。

資料1の表紙をめくって頂きまして、1頁の方に前回の委員の皆様方から助言を頂いた内容を羅列しております。

1頁目は集落支援に係ることでございまして、前回色々な助言を頂きましたが、その助言を踏まえまして3頁に、今年度、平成26年度の集落支援事業の取り組みをこのように続けていくということを纏めているものがございます。今年度は、昨年モデル的にやりました3集落で、継続して支援活動を行うということをしております。

そのうちの1つであります、七ヶ宿町の干蒲集落については、2回プラスαの開催ということで検討しております。最終的には3回になるかもしれませんが、第1回目が6月15日、第2回目が7月6日に行う予定としております。

それから、丸森町の筆甫中区集落につきましては2回行うということにしております。既に、先週の5月25日の日曜日に1回目を実施しております。助言頂いた内容を踏まえ、マイクロバスをふる水基金を利用して今回試しにやってみております。また併せてイベント保険についても別の予算ですが新たに対応しております。それから開催にあたり、昨年度は県が主催ということで行いましたが、今回、丸森町の中区集落につきましては、県・町・地元集落・振興協議会の4者共催ということで行っております。

それから芦沢集落につきましては、これから行いますが、詳細につきましては、このあと資料4の方で担当の方から説明がございまして。

それから2頁ですが、こちらは日本型直接支払のやりとりを羅列しておりますが、12月の開催ということで、まだ制度内容が確定してない中でのお話でございました。今回は4頁に表記のように、資料3の方で説明します。事業制度の詳細、県の平成26年度の予算額、その辺が確定しておりますので、そのことを踏まえて、今年度の予定を説明致します。

それから4頁の方に、説明3とございまして、「中山間地域等直接支払の最終年評価について」です。これにつきましては、本検討委員会で承認を頂いて国に報告するというもので、皆さんの元にA3の資料を配付しておりますが、こちらをご審議頂いて、承認頂いたものを5月30日まで提出するものです。

前段のお話ということで、簡単にお話させて頂きました。私からは以上でございまして。

大泉委員長：ありがとうございます。今日の議題の前段というお話がありましたが、今日の議論の内容を出来るだけ分かりやすくするために、前回どのようなことが話されたのかという意味で資料を作ったのだと思います。それで、その資料は集落支援を農林水産部の農村振興課という枠組みでどのように集落支援の役割をするのかということが一つ大きな課題としてありました。それに関しては4番目の議題、最後ですね、それが1つと。

それから、もう1つは、前回の議論で、多面的機能支払交付金の話がありました。この枠組というのがどのようなものかまだはっきりしてない。通称「日本型直接支払」と言われるものですが、これがどのように交付されるのか、全体の動きを見て、今回の委員会で議論になる、それが資料3ですね。

もう一つは「中山間地域直接支払制度」が三期目の最終年度にあたりますので、最終年評価をどうするかということが議論の対象になるということでもあります。

そうすると順番は、資料2、3、4の順番で構わないね。では、まずは「中山間地域等直接支払制度について」事務局から説明を頂いて、最初の議論にしたいと思います。説明をよろしくお願ひ致します。

高橋主事：それでは、「中山間地域等直接支払交付金事業」の説明に入らせて頂きます。昨年度に引き続き、本事業を担当しております、農村振興課の高橋と申します。よろしくお願ひ致します。本日の資料は大まかに3種類ありまして、1つ目が平成25年度の事業実施状況について、2つ目が平成26年度の活動計画について、それからA3差し替えの資料になりますが、3つ目として本事業の第三期対策の宮城県最終評価結果書及び市町村最終結果書となっております。先程、大場の方からもお話がありました通り、第三期対策の最終年評価書ですが、事前送付した資料から一部修正がございまして、内容説明の際にはA3判の資料をご参照下さ

い。第三期対策最終評価書については、国に対する評価経過の報告にあたりまして、事業実施要領により本委員会での検討評価が必要とされております。宮城県の最終評価結果書及び県内事業実施市町村の最終評価結果書について、検討評価して頂きますようよろしくお願い致します。

それでは説明に入ります。資料2の1頁をご覧ください。こちらは平成25年度の交付金事業の実施状況となっております。県内の「中山間地域等直接支払交付金事業」の集落協定、個別協定の締結面積はおよそ2,100ヘクタール、交付金額はおよそ2億9,330万円となっております。集落協定223協定、個別協定9協定の合計232協定が事業に取り組んでおります。事業実施市町は、平成24年度から引き続き13市町となっております。

次に資料の2頁をご覧ください。資料の2頁は、平成25年度の推進交付金事業の実施状況となっております。平成25年度は、11月に仙台市広瀬文化センターで直接支払協定の参加者等約300人を対象としまして、中山間地域等直接支払協定活動支援研修会を開催しています。また、広瀬文化センター内で農産物等の直売が可能であったことから物品販売を希望する団体を募ったところ、1団体の出店があり、当日センター内で物販を行っております。

その他としまして、県の担当者会議を平成25年5月に開催しており、事業実施状況の公表を平成25年6月に実施しております。また、宮城県農村振興施策検討委員会を平成25年7月と12月の2回開催しております。

次に資料の3頁をご覧ください。平成26年度の活動計画です。平成26年度は平成25年度と比べまして活動面積・交付金交付額共若干増加する見込みです。これは平成26年度に丸森町内で新たに4協定が加算措置に取り組む事に伴い、活動面積・交付金額共増加するものです。また、事業実施市町・活動協定数は前年度から変更はありませんが、4月1日付で過疎地域自立促進特別措置法が改正されたことに伴いまして、気仙沼市全域が法律に基づく事業実施地域に変更されております。

次に資料の4頁をご覧ください。平成26年度の推進事業実施計画となっております。計画としまして中山間地域等直接支払協定活動支援研修会の開催と、各市町の担当者を対象とした会議の開催を予定しております。本制度は、今年度で第三期対策期間の最終年を迎え、平成27年度からは法律に基づく制度として次期対策が開始される予定であることから、次期対策に関する情報を入手し次第、会議を開催する予定としています。次期対策の要望量についても、平成27年度予算に反映出来る様、早期の調査で所要額の把握に努めて参ります。

次に資料の5頁をご覧ください。資料の5頁以降は、中山間地域等直接支払事業の第三期対策宮城県最終評価結果書となっております。本評価結果書の都道府県知事から地方農政局長への報告にあたりまして、中立的な第三者機関における検討・評価が必要とされているため、本委員会において評価書の検討・評価を求めるものです。評価書の内容の説明に先立ちまして、県の最終評価結果書に1点内容修正がありますので、お知らせ致します。修正後の資料はA3サイズの両面印刷のものになりまして、修正箇所は差し替え後のA3判の資料の方で、3枚目、制度に対する県の総合評価の部分になります。送付した資料では県の総合評価A評価としておりましたが、その後評価指標を再検討した結果、B評価が適切と判断しまして、評価書を差し替えさせて頂いております。

それでは、最終評価結果書の内容の説明に移ります。まず最終評価結果書の「1. 実施状況の概要の部分」ですが、こちらにつきましては各市町で取り組んでいる数字の積み上げを行った結果というような状況ですので、説明は省略させて頂きます。

次に、「2. 第3期中間年評価結果のフォロー」ですが、こちらは第3期対策の中間年評価において、要指導・助言と判断された協定の現状になります。宮城県内では、27の協定が要指導・助言と判断されておりますが、内26協定はその後市町からの指導や助言により、平成26年度末までの目標達成が見込まれております。残る1協定については、津波の被災協定で今後指導を継続していくとありますが、指導内容は交付金の会計管理に関するもので、協定に定めた取り組みについては着実な実施が見込まれるということです。

続きまして「3. 交付金交付の効果等」は、面積あるいは距離といった数字は市町からの報告を積み上げたものになりまして、記述の部分は各市町の報告、それらをまとめたものになります。まず一番上(1)から集落マスタープランを定めることによる効果等ですが、集落マスタープランを定めることにより地域の現状の再確認や、将来像が明確されるといった効果が上げられております。次に(2)に入りまして、耕作放棄の防止等の活動の成果としまして、本制度の対象地域外では耕作放棄が発生しておりますが、対象地域内では耕作放棄は発生していないということが上げられます。本事業の対象地域内で耕作放棄地が発生しますと、交付金の返還案件ということになりますので、交付金の返還を避けるためには耕作放棄地は出せないという理由はあるとしても、多くの市町で耕作放棄地の発生防止効果が高く評価されております。

次の水路・農道等の管理につきましては、県内でそれぞれ400km以上の水路・農道が本制度の取組により管理されております。多面的機能を増進する活動につきましては、下草刈によるのり面保護などの目に見え

る効果だけではなく、景観形成などを通して地域コミュニティの形成や強化に役立ったというような意見が上げられております。

続きまして、体制整備活動、即ち体制整備単価で交付金を受けるための活動の効果ですが、事例としてはそれほど多くないものの、六次産業化の取り組みですとか、高付加価値型農業の実践など、単純な農業生産活動や農地意識に留まらない活動のきっかけとなる、といった効果が上げられております。また、本制度の第三期対策からは新たにC要件といたしまして、協定参加者のうちの誰かが営農や農地管理を断念せざるを得なくなった場合に、他の協定参加者がその人物の所有する農地の維持管理を引き継ぐ体制を整備するという取り組みが追加されております。県内の集落協定の約半数にあたる105協定がこの要件に取り組んでおりまして、そのうち30協定で実際に取り決めが実行され、かつ農地管理等断念せざるを得なくなった協定参加者の農地が引き続き適切に管理されております。

その他、協定締結による活動の効果としまして、協定活動に限らず集落全体のことを考えた話し合いが行われる様になった、或いは交付金を活用して様々な取り組みが行われ、地域内外の交流やコミュニティに維持に役立っているというような意見が上げられております。

次に、「4. 事業の実施状況および交付金交付の効果等を踏まえた課題」ですが、本制度は傾斜要件が交付金交付の一つの要件になっておりますが、制度の考え方として条件不利地に対する補正であるということ踏まえれば、平坦な場所であっても地域そのものは条件不利というような場合も考えられることから、条件不利地その定義については再検討が必要ではないかと考えております。

また、東日本大震災後の状況としまして、沿岸の事業実施市町である気仙沼市や南三陸町では、被災住宅や工場などの再建にともない協定内の農用地が転用され、結果として交付金の返還対象となる案件が発生しております。現在このような被災住宅や工場などの再建にともなう農地転用の場合は、転用の該当部分に対する交付金のみ協定締結年度に遡って返還することとされておりますが、こうした返還案件は、両市町がリアス式で平地が少ない場所に立地し、原因が震災という不可抗力に端を発するものなので、転用年度以降の交付金交付停止のみとして、交付金返還案件からは除外することが望ましいと考えております。

それから、交付金交付の効果等を踏まえた課題としまして、今後各地域の一層の過疎化・高齢化の進展が予想される中では、農業生産活動等を含めまして協定活動を担う後継者の育成が必要であると考えております。

「5. 事項毎の評価結果」につきましては、個々の評価については省略させていただきます。

「6. 総合評価結果」については、事業実施市町の評価は「おおいに評価出来る」というA評価が5市町、「おおむね評価できる」というB評価が7市町、「やや評価できる」というC評価が1市町となっておりますが、本制度が農業生産活動の維持や耕作放棄防止等の果たす役割については、各市町とも高く評価しております。

また、中間年評価時の集落協定に対するアンケート結果からは、9割以上の集落で本制度により耕作放棄地の発生が防止されたこと、8割以上の集落で協定締結を機に共同活動が活発化したことなどの結果が出ており、協定参加者からの評価も高いものとなっております。ただし、制度のあり方そのものに対しては改善の余地があるとの回答もいくつか挙げられております。宮城県としましては、本制度の事業実施要領の主旨である適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援を行うことなどにより、多面的機能の発揮を図るという目的に対しては、成果が出ていると判断しております。

一方で、一般市民に対する制度の認知が十分と言えないこと、それから先程課題にも挙げましたような後継者確保に関する効果等については、課題が残っていることから、制度の枠組みも含めまして総合評価区分は「おおむね評価できる」B評価としております。

次に、「7. その他」にまいりまして、各市町から報告された特徴的な協定の取り組みのうち、3事例を選んだものを報告致します。

1つ目は、気仙沼市の前田集落協定で、小規模ながら直売所を集落内に設置することで、集落内だけでなく近隣集落からも出荷があるなど、地域間交流に一役買っているという事例です。

2つ目は、丸森町の佐野集落協定で、震災以前はひまわりの植栽によるひまわり祭りなどの開催に取り組んでおりました。現在、植栽は休止中ですが再開を目指しており、それ以外にも協定全体での鳥獣害対策などにより耕作放棄の防止を図っております。

3つめは、南三陸町の新童子下集落協定で、集落内の女性グループが休耕田を利用して、豆類の栽培とその加工に取り組んでおります。活動開始当初から見ると、作付面積はおよそ2.5倍に拡大しており、町内の他の集落協定へ新たな取り組みを誘発しているなど、他協定の模範となるような事例と言えるものです。

続きまして、「8. 第1期対策から第3期対策までの効果等」、こちらにつきましては、各市町が選択した事業の効果等のうち、選ばれた数が多いものを最も効果があった事項3つとして選定しております。こちらは8の(1)から(3)まで、同じ様な基準で選定しているものになります。最後の8の(4)は、本制度に対す

る意見等として、3期15年間の事業実施により活動が地域に定着しておりますが、今後地域の人口減少や高齢化の進展を見据えた制度となることを期待するという旨の意見を記入しております。第3期対策最終評価結果書に関する説明は以上になります。また、中山間直接支払事業に関する説明についても以上となります。

大泉委員長：ありがとうございました。議事の(2)にありますように、平成25年度の実績、それから計画、最終年評価の3点について報告を頂きました。これに関しまして、委員の皆様方のご意見いかがでしょうか。私からお伺いします。最終年評価のページ3枚目の最初の上の「4. 事業の実施状況および交付金交付の効果等を踏まえた課題」というところですが、その実施状況のところ「条件不利地の定義を再検討が必要である」と書いてありますね。そこをもう少し詳しく説明願いますか。

高橋主事：まず本制度の事業実施の対象となるためには、いくつか要件があるのですが、そのうちの一つに農地の傾斜がある一定以上の場所というような条件が含まれております。例えば、非常に高齢かつ山間地の集落であったとしても、一部拓けた様な場所で傾斜がないというような事になってしまうと、例えそこが隣の集落と何10分も離れているような、誰がみても中山間地域というような場所であっても本事業に取り組むことが出来ないというような事案が発生することになります。そのようなことを踏まえまして、例えば、地域全体過疎法に指定されていれば取り組み対象可能とするなど、傾斜要件というものに拘る必要はないのかなど、という意味で「条件不利地の定義を再検討が必要である」というような文章を入れております。

大泉委員長：特認事項というのはどういうものでしたか。特認の対象にはならないんですか。

高橋主事：特認地域の方は、あくまで面的な意味での地域ということになりまして、特認地域に仮に指定したとしても、傾斜要件以下である平坦な場所であると対象となりません。例えば、具体的に、宮城県内だと鬼首などは非常に中山間地域というようなエリアですが、傾斜要件が足りないということで今制度には取り組めない、そのような状況になっております。

大泉委員長：鬼首は対象外ですか。

高橋主事：対象外だと報告されています。

大泉委員長：鬼首が傾斜要件で対象外になるのは傾斜が無い、水田はあるけれど、中山間地ではないだろう、ということですか。

高橋主事：具体的に1つ事例を、ということだと、鬼首を事例と出しました。

大泉委員長：そうですか。鬼首は該当してなかったんですか。13市町村と書いてありますが、合併して13市町村ですか。

高橋主事：合併して13市町村です。

大泉委員長：今回全く逆に考えていて、「中山間地域等直接支払」と「多面的機能支払」をドッキングするような方向で考えたかどうか、と示唆しているのかと感じたんですが、そうではないんですね。どちらかというとな中山間地域等直接支払の方をもっと厳格に囲えという話なんですか。

高橋主事：そうですね。他の制度との連携というのではなくて、あくまで中山間地域等直接支払制度という枠組みの中で、という考えです。

長田委員：質問していいですか。

大泉委員長：はいどうぞ。

長田委員：今の質問に関連して、通常地域と県特認地域の明確な違いを分かりやすく教えて頂きたいということが1つと、それから頂いた資料の3ページですが、1-1-(1)の中で、集落協定が多いのに金額が少ない理

由は何か。集落協定が多いのに交付金金額が少ないんですね。例えば、白石市と七ヶ宿町では8と6なのに七ヶ宿の方が多くはですね。これはどうしてなのかなと思ったので教えてください。

高橋主事：まず1つ目の質問の通常地域と県特認地域の違いですけれども、まず通常地域という方は、中山間地域等直接支払の実施要領の中で8つ法律が挙げられておまして、その法律の指定地域内が法指定地域で、通常地域と呼ばれております。その地域内ですと、ある程度の一定の面積ですとか、先程申し上げような傾斜要件というもの、そういう要件を満たせば事業を実施できる、という地域になっております。県特認地域というものは、その法指定地域には入っていない地域ですが、中山間とみなせる国のガイドラインが示されておまして、それに基づいて各県で特認地域を設定することで、その地域内も同じように事業が実施出来る、そういった地域になっております。

大泉委員長：具体的なところは。

高橋主事：資料の1ページの(2)実施地域ということで、挙げさせて頂いておりますが、(2)の(a)の地域は、全て先程挙げたような地域振興4法、宮城県では4つだけが該当なので4法としておりますが、その法律の指定地域内で事業を実施しているという市町村になります。それから(b)の方は、一部は法指定の地域なんですけど、それ以外に県で指定した地域が混じっているようなところになっております。2-(c)が県特認地域のみで実施しているところということになります。この場合の法指定地域や特認地域というのは、現在の市町村よりもかなり小さい、昭和の大合併以前の市町村を対象としているので、同じ市町村内でも一部は法律の指定は受けているし、一部はそうではなくて県で定めた特認地域として事業を実施しているというような状況になっております。

長田委員：ややこしいですね。

高橋主事：地図などがあると分かりやすいのですが、この場に用意していないので申し訳ありません。

大泉委員長：先程の条件不利地の定義変更の案というのは、それは何を基準として見た方が良いですか。いかにも中山間地らしい所というのは分かったけれども、それを何でもって指定するのか。あるいは今の昭和の合併前ではなくて平成の合併で市町村認定をしろということにすれば、別に条件不利地の定義変更をしなくてもいいということになるのですが、その裏側にある、こう見たら良いのではないかと、こうしたら良いのではないかと、というのがあれば教えてください。

高橋主事：今から申し上げる事は、あくまでも一担当の個人の意見として聴いて頂きたいのですが、案としては、例えばD I Dとの距離とか、人口減少率・高齢化率・林野率、そういった指標の組合せで検討してもよいのかな、と考えております。

大泉委員長：そうすると、当初は場条件の不利を是正する、ということが基準となって制度設計をしたんですが、今の考えだとどちらかという地域政策ですね。中山間政策も地域政策だけど、地域政策としてどういった意味ですかね。経済条件が農業に限らず、全ての条件によって不利な地域というのが中山間地だよ、という規定に直すとか。過疎法がそう言ってるんだから、そういう規定があっても良いのではないかと、そういう話になりますか。

高橋主事：方向としては地域政策、そういった方向に近いと考えます。

大泉委員長：分かりました。

高橋主事：先程、長田委員から頂いた2つ目の質問ですが、白石市よりも七ヶ宿町の方が、協定数が多いのに交付金額が少ないという質問でしたが、交付金額はまず地目が一体何になっているのかということと、対象となる農用地の傾斜がどれぐらいかということによってかなり左右されてきます。

具体的な例を申し上げますと、七ヶ宿町の場合はほとんどが田んぼとなっております、協定数は少ないんですが、協定面積でいえば白石市の2.5倍ほどあります。そのため交付額もかなり大きくなっております。

白石市の方も同じく田んぼ中心で、交付額を面積で割ってしまえばどちらかという白石市の方が額として

は単位面積あたりは多くもらっているということで、単純に協定の数と交付額、それから協定締結面積というのはなかなかリンクしないという状況にあります。

文屋専門委員：今、高橋さんの方から説明を受けたなかで、総合評価結果の部分で、評価区分AとかBとかの基準はどうなのか。事前にもらった資料と今回A3の資料の評価が単純に変更となったものか教えて下さい。

高橋主事：総合評価結果のAですとかBといった評価の基準ですが、点数が何点以上であればA評価というような、そういったはっきりとした基準は無いもので、A評価が「おおいに評価できる」、B評価が「おおむね評価できる」、言葉の違いだけでAとかBといった評価が変わってくるというものになっております。

それから、事前送付資料で評価Aとしていたものを、今回評価Bと差し替えさせて頂いた理由ですが、送付段階では、事業の目的に対して第三期対策期間中にどれだけの成果を出したのかという判断で、A評価と判断しておりました。耕作放棄地を出さずに、農地のもつ多面的機能を維持するという目的に対して、確かに耕作放棄地は出ておらず、農地が適切に維持されている、と判断したものです。

しかし、その後に評価指標を検討した結果、制度のあり方も含めてこの総合評価では評価をする基準になっておりましたことから、制度設計の部分において、一部課題の部分でも申し上げました通り、具体的には交付金の震災関連の返還に関する部分や、今後の後継者の育成に繋がる施策となる必要性があるといった、そのような改善点があるということで、全般的には評価が出来ますが、手放して評価出来るものではない、ということでB評価に変更しております。

大泉委員長：「おおむね評価できる」ですね。

高橋専門委員：これまで、3期実施してきてですよ。先程大泉委員長からもお話がありましたが、制度設計の時は、確かに条件不利、傾斜が厳しい所は平坦部よりも生産活動が大変だという概念でこのような制度が出来たのでしょうか。あれから10年以上経ち、このような地理的に閉鎖的な集落に、外部から新しい血も入らない、集落同士の協力はなんとか国の考えで制度に反映されましたが。実際、それは十分な活動には貢献していないという実体の中で、最後の本制度に対する意見というのはもう少し辛辣に厳しい表現をすべきではないかと思うのですが。

現実には、ご高齢の皆様方はこれ以上耐えられない状況にあると思います。よくこれまで10年以上やったなど。だけでも、これ以上は出来ませんよ、というのが本音じゃないかと思しますので、制度の有りようという時は客観的な表現ではなく、具体的なお話をしていってもらわないと、活動している皆さん方の声が反映されないのではないかと心配します。実際、現実的に高齢化というレベルというところではないでしょう。平地でさえ高齢化している中で、中山間地でこれ以上我慢出来るということになるのでしょうか。たぶん続けていけないのではないかと思います。続けていくためにはどうしたらいいのかを聞いてもらいたいと思います。こういう書き方ではなく、もう一步踏み込んで、持続的にするための制度の有様を具体的に提言して頂く、ということをお願いしたいと思います。以上です。

大泉委員長：そうですね。もう1つ質問しようと思っていたところですが。

最後のページの耕作放棄地の防止があったというところで、だから効果があったという書き方ですね。どうして耕作放棄地が解消されたかと考えた場合、お金を出せば良いという話になってしまうんですね。お金を出したから耕作放棄地が解消できた。

それでは、すべて金で解決するのかなといったら、次に、そういう事が難しくなっているのではないかと、今までは補助金がみんなの集落活動を活発化するインセンティブになったけど、そこがもうインセンティブどころか色々工夫して、工夫して集落を越えて、それで耕作放棄地が発生してないから良いと安心して良いのだろうか。

これも意見だったけれど、やっぱり人が居ないというところを考えないといけないと思います。

知恵・努力で制度をやっているけれど、色々困難を抱えているよ、というところを。

第4期対策。ますますそうすると「だから辞められない」という話になってしまうけれど、それでいいのか、もう少し、仕組みとしてうまい手法がないのかな、という話が出てくるのでしょうかね。

田村委員：はい

大泉委員長：はいどうぞ

田村委員：類似の意見ですけれども。評価がBになった理由は制度設計に難があったとのことでしたが、県の総合評価できちんとした効果があったということであれば、Aでも良いのかなと私は説明を聞いていて思いました。

課題は課題で分けてというのは私も同意見です。細かな所ですが、文言については所々違う表現の方が良いかなという所がありました。

たとえば2頁目の多面的機能を増進する活動の1行目ですが、「周辺隣地の下草刈面積」と書いてありますが、面積はいらなと思います。

同じページの「協定農用地の拡大により」というところの続きですが、「中山間地域の農地がもつ多面的機能が着実に維持されている」という方が文章としては読みやすいと思います。

もう1点、5ページ目の「条件不利地の定義」のところも、「条件不利地の定義を再検討する必要がある」の方が文章としては読みやすいと思います。

これは意見ですので、事務局の方で以降検討していただきたいと思います。

大泉委員長：ありがとうございます。如何でしょうか。Bという非常に謙虚な評価を出していますが、よろしいでしょうか。

ここで表現したいのは、中山間地域直接支払制度がどのように機能しているかということもそうですが、どのように機能させているのかということ、みんなでどのように知恵を絞っているのかというあたりと、それから、少し難しくなってきたところがあれば、そこはどういうことなのかが、分かれると評価に反映させられると思いました。ありがとうございました。

よろしければ、「3. 多面的機能支払」の方へ議論を進めたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、「多面的機能支払」について。これは前回まだ制度がよく分からない、誰が担当するのか、というように、色々苦労した記憶がありますが、説明をお願いします。

太田班長：それでは、太田の方から制度の概要について簡単にご説明させていただきます。手元の資料に沿ってお話をさせて頂きたいと思います。

1頁になります。この制度は、新規の皆さんが共同で行う多面的機能を支える活動や農地や水路、それから農道といった地域資源の質的向上を図る活動を支援するものでございます。今回の制度は、大きく2つに分かれています。

黒丸印の2つに分かれています。1つ目が農地維持支払でございます。

この農地維持支払ですが、こちらの対象者となるのが、農業者、または農業者とその他の方ということで、地域住民の方、それから団体等も含まれますが、こういった方々で構成される活動組織を対象としています。

制度の対象となる活動ですが、写真が小さく出ておりますが、農地のり面の草刈作業、それから水路の泥上げ・土砂上げ、農道の砂利補充などの地域資源の基礎的な保全活動と呼んでおりますが、そういった活動が対象となります。

それからもう1つとして、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化ですとか、保全管理構想の作成といったような活動に対しても対象になるものです。これらに関する支援をするのが農地維持支払というものになります。

それからもう1つが資源向上支払です。こちらの対象者につきましては、こちらは農業者ではなくて、農業者及びその他の方、先程と同じ様に地域住民の方、それから団体ということで構成する活動組織を支援する制度でございます。こちらの対象活動につきましては、地域資源の質的向上を図る共同活動ということで、()の中に書いてありますが、水路、農道、溜め池の軽微な補修、それから農村環境保全活動の幅広い展開等を行うような活動、こういうものに対して支援をしていくものです。

それからもう1点、施設の長寿命化のために行われる活動についても対象になるもので、下の方には写真があります。このような活動が対象となりますので、説明は省略します。

こういった活動に対して支援をしていくものですが、支援するお金については、資料の下の方に単価表という項目がありますが、田・畑・草地とそれぞれ単価が分かれています。さらに、県と北海道に分かれています。ここでは県ということで説明をさせていただきます。

農地維持支払については、田が3,000円ということで公表されております。これは国で示しているもので、基本単価と我々と呼んでいるものですが、ある意味上限値という意味合いのもので、面積にこの単価を掛け算する訳ですが、これは単純に面積割でお金を頂けるといようなものではなく、あくまでも活動に見合った形でこの上限額以内で支払われるものですので、先に説明した中山間地域等直接支払とは少し違った考え

方になっています。

具体的には、①の農地維持支払は、田であれば3,000円、資源向上支払は2,400円。さらに、ワンステップ上げて、長寿命化のための活動に取り組む場合は、4,400円になるということですが、畑・草地の場合はその額は下がります。

それから、少し小さい字で記載されていますが、現行の農地・水保全管理支払の継続地区で、5年以上継続の場合、資源向上支払交付金は75%の単価を採用するというものです。なお、この単価ですが、市町村毎に統一した単価を設定することが出来ることになっており、宮城県では、この3,000円を交付単価というだけでなく、市町村の実情に合った単価を設定して頂くことにしています。その場合は、この基本単価の1/2を下限として設定できるというようなものになっています。本交付金の対象となる活動、それから単価に係る説明は以上です。

次のページをご覧ください。

右側の欄が平成26年度、本年度からの新しい制度、多面的機能支払交付金の概要です。上の緑色の部分が、農地維持支払交付金というもので、その下の資源向上支払交付金、この大きく2つに分かれるというのが、模式図で示すとこのような形になります。

右側に先程説明した単価が記載されています。中程に参考ということ、両方の活動を行う場合、田で最大5,400円を貰うことができる。これは10アールあたりの単価です。

大泉委員長：この資料は、宮城県で作成したものではないですね。

太田班長：あくまでも、国の資料で説明させて頂いております。本県の独自のバージョンのものではありません。

この資料は、あくまでも昨年度までの事業との比較を説明したく載せたものです。

昨年度までは、左側に共同活動支援交付金と向上活動支援ということで記載されておりますが、上の方に黄色枠で農家＋一般と書いていますが、農家の方と一般の地域の皆さんも一緒になって取り組む事業ということで、実施してきた事業でした。単価は、田の場合、4,400円が上限ということで進んできました。単純に言えば1,000円のアップというイメージの説明資料となっています。

これまでの事業を細分化して、項目を分けて、左から右側に移行したものを矢印で示していますが、どちらかという、昨年までの事業が組み替えをされたというようなイメージになっています。制度上は、確かに新設の部分もありますが、地元の方からすると、農地を維持するための活動への助成ということで、実際の作業は大きくは変わらないのかな、という感じです。

但し、特筆しなければならないのは、農地維持支払という部分、右側の一番上の部分ですが、こちらが農家だけでも活動できることになったということで、この部分だけでも本事業に取り組めると今回このようになっています。事業制度の移行に係る概要は以上です。

次のページには、農地維持支払の活動の内容と、その次のページに資源向上支払の活動の内容が記載されていますが、先程1ページ目のところで説明したとおりですので、こちらについては、後でご覧に頂きたいと思っております。

説明としては、大きく2つに分かれた制度になっているということです。

続いて、これからの取り組みの内容について、担当の方から説明します。

佐藤技術主査：多面的機能支払担当をしています佐藤です。資料の5ページ目から、平成25年度の実績について説明します。

まず、(1)の取組面積等と、(2)の支援交付額を併せて説明します。

取組面積は、①の共同活動で、525組織、協定面積として、45,000ヘクタールとなっています。

(2)の支援交付額は、共同活動として12億2,000万円、向上活動として200万円、復旧活動として1,400万円、合計で13億6,200万円の交付実績となっています。

(3)の活動状況ですが、前回の委員会の説明から変わった点を抽出して説明します。

①の支援研修会等の実施ですが、i)の市町村担当者会議、こちらは2月に第4回の説明会議を実施しております。下に移りまして、v)の多面的機能支払に関する対象組織説明会、こちらは3月に約810名の活動組織の皆さんに説明をしています。

資料の6ページ目に移ります。②③④は前回と変わりませんので省略させていただきます。

⑤のその他ですが、多面的機能支払の平成26年取組に関する市町村調査について、第1回意向調査、第2回意向調査、第1回要望等調査を実施しています。多面的機能支払に対する土地改良区アンケート調査につい

ても、3月に土地改良区にアンケート調査を実施しています。7ページに調査結果を添付しています。県内の土地改良区56土地改良区に対してアンケート調査を実施しています。そのうち、回答が48土地改良区からありました。その集計結果を今回提示しています。

1番目、「農地・水保全管理支払」に対する土地改良区の事務支援について質問しています。①は、「貴土地改良区では、現在実施している「農地・水保全管理支払」に対して改良区として事務等の支援をしていますか」という問いに対しては、約4割の改良区で「支援をしている」と回答しています。また、支援をしていると回答した改良区に、「活動組織から委託を受けて事務等を支援していますか」という問いに対しては、約半分の改良区で「委託を受けて支援している」という回答になっています。事務支援の内容としましては、主に書類作成や技術的な支援、資料・図面などの資料提供となっています。

続きまして2番目、「多面的機能支払」に対する貴土地改良区の意向についての、①「多面的支払が土地改良区に対してメリットがありますか」という問いに対しては、9割の土地改良区で「メリットがある」という回答をしています。②「多面的機能支払の活動組織へ土地改良区として支援していく予定ですか」という問いに対しては、約6割の土地改良区で「活動組織の支援を予定している」という回答をしています。

続きまして3番目、「土地改良区の定款変更について」の①「貴土地改良区では活動組織からの委託を受けられる定款になっていますか」という問いに対して、3割が「なっている」という回答をしています。

次に、資料の8ページ目をご覧ください。こちらは多面的機能支払に係る平成26年度の計画についてです。

(1)が、多面的機能支払交付金の平成26年度の当初予算です。国費・県費・市町村費を合わせた総額で約24億700万円となっています。その内、県費が6億200万円となっています。

(2)が、農地・水保全管理支払の復旧活動交付金です。こちらは震災に関わる復旧活動の支援交付金で、総額4,000万円。そのうち県費が1,000万円となっています。

(3)が、平成26年度多面的機能支払の取組想定面積です。今年度の想定面積として、72,000ヘクタール、県内の農振農用地12万ヘクタールのうちの60%を想定しています。なお、県内の平均交付単価は、約3,200円を想定しています。

(4)が、平成26年度4月の市町村からの要望量調査の結果です。要望量は62,000ヘクタール、要望額は県費ベースで6億500万円となっています。うち、今年から新規に取り組む市町村が7市町村、継続地区が22町、合計で29市町村が取り組む予定となっています。今後は、5月と6月に要望量調査を再度実施して、精度を高めていき、本年度の所要額を6月までに確定させる予定としています。

(5)が、平成26年度の計画です。①が、支援研修会等の実施で、市町村担当者会議、活動組織に対する支援研修会、農村環境保全活動の研修会等を予定しております。

②が、指導および支援体制の強化で、地域協議会の事務局会議、活動組織を対象とした中間指導の実施、東北農政局で実施する調査、事務サポート体制の構築支援を予定しています。また、土地改良区が事務サポートを行っている優良事例等の情報発信と先進地研修等の実施を行います。その他、移行、設立の活動組織向けのパンフレット作成・配布、同じく活動組織向けの詳細な活動の手引き等の作成・配布については、既に両方とも作成済みで、配布の方も済んでいます。

③が、県民への理解の促進です。パネル展の開催や七夕祭りへの参加等を予定しています。

④が、宮城県農村振興施策検討会議です。これについては、先程説明しましたので省略させていただきます。

⑤が、その他です。平成26年度の活動組織実施状況アンケート調査の実施を予定しています。

資料の10ページに移ります。平成23年度に中止した組織の再開状況を説明します。平成23年度時点では15組織が中止していましたが、平成25年度末で、未だ12組織が再開していません。平成26年度の再開は、5組織が再開の予定となっています。よって、平成26年度末において再開できないのが、残り7組織となる見込みです。以上で説明の方を終わらせて頂きます。

大泉委員長：多面的機能支払について、昨年度の実績とそれから今年度の計画等の説明がありました。制度がよく理解出来ないようなところがあるような気がします。委員の皆様いかがでしょうか。

相原委員：8ページ目の3と4ですが、想定面積が6割というと、残り4割はどういう理由でこの事業の対象とならないのか、その理由を1つと、(4)で、5市町村が取り組まないとありますが、どういう理由で取り組まないのでしょうか。以上2点お願いします。

大泉委員長：いかがでしょうか。想定では24億円ということですが。

大場技術補佐：1つ目の質問ですが。平成25年度までに県内で農地・水に取り組んだのが、農振農用地

に対して38%というカバー率になっていまして、国では今年度の予算化に際し60%から70%のカバー率を設定して予算を立てています。それに併せて、宮城県でも6割をカバーするという目標を掲げています。ですから38%から60%に広げていくということです。カバー率38%が25年度の実績です。

この制度は、農地中間管理機構等で、農地集積を進めていくという施策の後押しとなる位置づけであり、このカバー率を今後どんどん拡大していくということになりますが、とりあえず平成26年度については60%を設定にしたというものです。

それから5市町が取り組まないということですが、津波被害の復旧復興の関係で、これから圃場整備が進んでいき、それが終わってから取り組むというようなところがあります。山元町は平成27年から予定しております。塩釜市については、農振農用地外ですが、今回の農地維持支払は農地でなくても取り組める制度になっているので、出来れば平成28年度以降に取り組みたいという意向を示しています。その他の市町村につきましては市の判断によります。女川町については、元々農地が5ヘクタール程しかない町で、ほとんど農地が無いことから、最初から取り組まないと思表示していました。七ヶ宿町につきましては、基本的に中山間地域直接支払を全域に広げていきたいということで、多面的機能支払に取り組まないと聞いています。大河原町については、地元が纏まらないということだと思います。一応、お話は地元にと落としているのですが、地元が取り組まないという判断をしたと聞いています。

大泉委員長：よろしいでしょうか。7万2,000ヘクタール×3,400円で24億円ですね。

大場技術補佐：単価は3,240円で計算して、60%カバー。71,871ヘクタールで試算しています。これはあくまでも想定面積ということで、4月の要望量調査からみますと、そんなには上がらない。しかも単価が今の3,240円とありますが、若干上がっております。県の当初予算に近い数字になっている状況です。実際の面積は少し下がるというような事態になると思えます。

大泉委員長：はい分かりました。よろしいでしょうか

田村委員：7ページの、土地改良区に対するアンケート、これは非常に重要な資料だと拝見しました。というのも、前回の委員会においても、この事業に関しては土地改良区というのが1つのキーワードになるのではないとかが議論にあがったと思えます。これを見ていると、土地改良区はこの事業に対して関与することを意欲的に捉えていると解釈できる一方で、人が足りない、また委託を受けられるような定款になってないという状況にあるようです。もし分かれば教えて頂きたいのですが、土地改良区はどのような点に対してメリットがあると考えているのか、例えば委託料が貰えるということで事務局経費が若干でも潤うとかですね、そういう細かな点がアンケートの中で聞けていれば、その辺を教えて頂きたいと思えます。

もう一つ。2-③で取り組めないというところで、改良区の職員が足りないという部分がありますが、これは改良区の規模の大小と関係するのか、そのような傾向があれば教えて頂きたいと思えます。

最後に、定款変更にはどのような手続を要するのか、またそれに対して県がどういう形で関与していくことが大切なのかということについて、教えて頂ければと思えます。

大泉委員長：いかがでしょうか。

大場技術補佐：アンケートの内容は、この質問項目で聞いたものですから、細かい結果の内容までは特に聞いていないのですが、意見を書く欄があり、改良区からの意見が若干ありました。本来改良区がすべきものをみんなでやって頂けるような事ですから、当然改良区が支援するのは当たり前だという意見もありますが、逆に改良区全域で取り組んでいる訳ではないので、ここだけ支援すると逆に不平等・不公平が出てくるという逆の意見もあります。詳細のものまでは、この場に持ち合わせていないので、なんとも言えないところがあります。

それから、取り組まないと回答をした改良区ですが、今回のアンケートは全部で56土地改良区に対して行い、48土地改良区が回答をしましたが、個別に見ていきますと、大体は小さな改良区が取り組めない、取り組みたいが取り組めない、マンパワー不足という回答を結構しているようでした。但し、中には取り組んでも良いのではないかと、ある程度大きな改良区でもそういう回答をしているところがありますので、そのような改良区に対して、是非取り組んで支援して下さいと啓発を図っていきたくて考えております。

定款変更については、これは高橋専門委員からお話してもらった方が良いでしょう。

高橋専門委員：県がやったのだから、県でどう思ってやったんでしょう。きちんと回答するべきじゃないの。

大場技術補佐：これは、委託を受けられる定款になっていますかと聞いたものですが、そのうちの3割が既に定款を変更して受けられるようになっていきますと回答しています。また、一部の改良区では、「定款を変更します」というところもありました。定款変更が簡単にやれるものかどうかは、その辺私も詳しくはありませんが。

田村委員：改良区の総会等で変えるというような手続きとなるのですか。

大場技術補佐：そういうことになりますね。

高橋専門委員：関連ですいません。アンケート、私も知らなかったのが驚いているのですが。これはどういう目的で出すのかという前段はきちんと相手方に示したんでしょうか、というのが1つ。それから、こういうアンケートを取るのであれば、当然情報というものがきちんと相手に示した上で聞いたことなのか。

といいますのも、多面的機能支払のメリットとは何を言っているのかが明確じゃないから、アンケートの聞く側と聞かれる側では齟齬があったのではないと思われるフシがある。

というのは、長寿命化対策みたいなものをもってメリットを持ってるという一般論で土地改良区が言うのは分からないでもないし、なんかこのアンケートが何を目的にしていたのかよく分からないままなので、少し驚いているのですが。この項目の中で、前段はどのようにしてたのか。それからきちんと事前に情報提供を土地改良区を相手に説明したのか。どういう制度ですよというのをね。誰が回答しているのか。改良区のどのレベルの方なのか。その人は情報がきちんと把握してる人なのかどうかも確認して聞いたんでしょうか。それから最後、定款変更というのを簡単に考えているようですが、これが改良区に対してどういう意図を持たせてこういったものを聞いているのか。非常に重要ですよこれは。これを持って改良区がざわめくようなことがあっても困るなど。私は意図を聞きたいのです。何のために、こういうものを調べたのか。いたずらに騒ぎ立てられたのでは、にっちもさっちもいなくなる恐れがあるので。

まずこの点、アンケートの目的とそれに対する情報提供の有無。そういったものについてご回答頂きたいと思います。これは、3月28日に出しているのですか。

大場技術補佐：そうですね。3月に実施しています。多面的機能支払が農地・水から移行するというところで、市町村の担当者会議では、一部の市町村から改良区も一緒に参加しているところがあり、そこで私も、この多面的機能支払の取り組みについては、改良区に対して積極的に支援して頂きたいということをお話しています。

アンケート調査にあたっては、そのような意図でアンケートをしています。そのようなことで、一応主旨は理解して頂いて回答頂いているものと思っています。

全土地改良区に対して、メールで伺えるところはメールで、メールが使えないところにはFAXあるいは郵送でアンケート調査を実施しています。その結果がこのような形になったというものです。

高橋専門委員：そのメリットというのは何を言っているのか、聞く側はある意図を持ってメリットって言うのは、こういうメリットだよねというのを聞いて聞いているのでしょし、逆に回答している人はどういうものをもってメリットって言っているのか、一致しているのかは何をもってチェック出来るのか。

さっき先生からお話あったように、具体的なメリットというのは何なのかというのを教えてもらわないと。なんだか全然分からない。メリットというのは何なのか。

大泉委員長：土地改良区に対してメリットだから、なかなか難しいんだよね。土地改良事業に関してのメリットというのもあるだろうし、事業全般じゃなくて土地改良区に対してのメリットがあるだろうし、あるいはその普通に農村の中で多面的機能のメリットがどうあるかって聞かれたら、それはメリットあるって答えるかもしれないけど、土地改良区だからね。

土地改良区について多面的機能がどういうものなのと聞かれたら「私達も賛成してます」というぐらいかな。そういう難しいところが少しありますが、これ委託料とか、何か考えたんですかね。

大場技術補佐：委託を受けて事務支援をしている改良区が宮城県では少ないんです。県としてはもっと多く

していけないかなという意図でした。

高橋専門委員：専門的な話になりますが、定款変更は全組合員の2/3、そのように全員の基本的合意が無いと定款というのは変えられないというものです。憲法レベルの重さのあるものです。軽はずみに変更についてどう思うなんていうのは、まさに憲法9条で議論してるようなレベルの非常に重い話です。そういったものを安易にこういったところにアンケートと称して「どうだ」というものを出すということは如何なものか。

改良区から私の方には聞こえてきてないということは、理事長もあまり認識していないかもしれないが、こういうのはよろしくないと思います。

菅原農林水産部次長：それでは私から。

大泉委員長：はい、どうぞ。

菅原農林水産部次長：私が課長時代にアンケート調査を実施したのですが、農地・水保全管理支払が平成26年度に多面的機能支払へ移行することになり、取組面積が45,000ヘクタールから70,000ヘクタールに拡大するという想定をたてました。

これまでの農地・水保全管理支払の取り組みの中で、大変だと言われてきたのが経理や色々な事務的な整理等ということで、亘理町の亘理土地改良区が委託契約をして事務的な支援をしているという事例もありましたので、面的な広がり拡大するためには土地改良区の十分な支援が必要だという考えから、県内の土地改良区意向はどうか、それから、委託を受けるとなると定款の変更が伴いますので、高橋専門委員からお話があったように、半年とか1年のスパンで定款変更まですぐ出来るというようなものではないので、平成27年度までにそういうことが出来る改良区がどれぐらいあるのか、啓発活動が必要ではないかということで、まずは土地改良区の考えを把握したいということから、アンケート調査を出させて頂いたという経緯です。

地域協議会の事務局サイドでこれは提示していますが、専務のところまでは届いていなかったかもしれません。説明が少し不足して申し訳ありませんでした。この調査はそのようなことから実施させて頂いたものです。以上です。

大泉委員長：そうすると県としては土地改良区が、この多面的機能支払に関連する事務を受託することに関しては前向きであるという姿勢ですね。その時には委託料、受託料というのは、人が居ないから受けられないというのは解消するのかな。解消しない。それだけの委託料じゃダメだという話なのかな。

本来、日本型直接支払の農地保全に関しては、土地改良区が絡んだ方が良いでしょうと思いますが、日本型直接支払の制度設計が活動組織をベースにしていますから、現行のカバー率38%を6割にするというときには、どこが推進役になるのかというのが大事になる。普通はどこですかね。土地改良区が関与しないとしたら、市町村ですか。市町村ですよ。

市町村でも、農地・水に関していえば熱心な市町村と、そうでない市町村があったと記憶していますが、そこが頑張ってくれるかどうかという問題になると思いますが、その辺はどうですか。市町村の意向みたいなものを押さえていますか。

大場技術補佐：一番初めに、市町村の意向調査を平成26年年明け早々にやって、どれぐらい市町村として取り組みたいですかというのを確認しています。1月に調査して、2月に再度調査して、3月には要望量調査ということで把握しています。さらに、4月、5月、6月と、その要望量調査を精査していく形で、現在進めています。

大泉委員長：ということは、22~23%の上乗せは可能だという感じですね

大場技術補佐：4月の要望量調査の結果からすると、最終的にはカバー率は50%位に落ち着くのではないかと考えています。一応、今時点の感触ですが。

大泉委員長：少し少なくなるからね。この制度、具体的なところがよく見えないんだよね。共同活動と向上活動で基礎的な農地の保全は基礎的活動で、向上活動が高度な取り組みというイメージがあったけれど、新しい制度はごっちゃになってるんじゃない。どっちがどっちか全然分からなくなった。

大場技術補佐：すごいごちゃ混ぜになってしまったんですね。基本的には、農地維持支払は基礎的な部分、それ以外の部分は資源向上支払ということで、資源向上支払には今までの共同で行っている花壇の植栽とか、水路の維持補修とかそういったものの他に、長寿化対策も資源向上に入ってしまったから分かりにくくなっているんですが、今までの事業がそのままスライドしていった形で考えた方が分かりやすいと思います。

基本的には、地域協議会を通してやっている内容でございまして、中身は変わらない。

むしろ、今年は予算補助ですが、平成27年度からは法律に基づく事業ということで、さらにどうなるか分からない部分があります。

大泉委員長：なるほどね。

一般論で恐縮だけれども、農政は色々制度が変わっているが、受け取る農家の方はほとんど頭の中は同じだと思う。この制度も多面的機能というけれど、農地・水という頭でいるでしょうし、エサ米といったって、麦と豆の間で、ぐるぐる回ってるだけで、エサ米をやったからといっても特段変わらないみたいな話を言う農家もいる。結局、転作補助金と一緒にぐるぐる回ってる。

中間管理機構といっても、今までとそんなに変わるものじゃないと言う人もいる。だから農政改革だとか言われる度に農家の方は「そんなに変わらない。今までだって同じだった。補助金の額がどうなるかだけが心配だ」みたいな感じで。そういうところにみんな落ち着きたいんだよね。これもなんかそんな感じですかね。少し額が上がるんですか。

大場技術補佐：これまでの基本単価が4,400円だったのが、5,400円と、1,000円上がっています。

大泉委員長：なるほどね。

高橋専門委員：記憶違いかもしれませんが、最初に出た頃の話では、農地維持支払は農家を対象にしていたと記憶しているのですが。

前回の委員会でも話したように、米の直接支払いが10アールあたり15,000円が7,500円に減額される、その7,500円を多面的機能支払に持って行くというもので、農家の皆様方が「そのお金をもらえる」という話が政治的に先行したものです。

今、結論的にこうなりましたという説明を聞くと、非常にグチャグチャな状態になってしまった。グチャグチャですよ、ほんとに。昔の農地・水のような2階と1階という、せいぜいその程度なら良かったのですが。

たすき掛け、要するに全部制度再編ですよ。だから従来のは全く頭を切り離さないとこれに乗っていけない。新しい市町村は、馴染むかもしれないけど、これまで農地・水を一生懸命やってきた人達には、この農家のための農地維持支払というものが非常にこんがらがってしまう。

単純に分かりにくいと思ったのが、この2ページの制度の平成25年度まで、平成26年度からというもの、平成26年度は農道の砂利補充等というのが一番上に、農地、水路等の地域資源の基礎的保全活動とあるが、左側の平成25年度まででは、基礎活動で、施設の軽微な補修というところは、平成26年度には下にあって、水路・農道等の軽微な補修となっている。農道の砂利補充等と軽微な補修はどこが違うのかなど。

単純に、一般の皆さん方のイメージからすると、どっちもなんか同じような言葉だよねとなると、どうも眉唾のように見えてしまう。言ってることと、例えの例示がグチャグチャになってる。綺麗に分けられないものかと思います。いずれ、これを実施するとしても、分かりにくさはますますそのままにしてしまったなという個人的な感想です。

大場技術補佐：分かりにくいというお話でしたが、本当に分かりにくいです。ただし、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金に分かれています。予算の流用というのが認められており、農地維持支払のみで資源向上支払の活動項目をやってもいいというような内容になっており、余計に解りにくくなっています。

大泉委員長：お金は活動組織に入ってくるんですか。

大場技術補佐：はい、そうです。

大泉委員長：それでプールに使うんですね。

大場技術補佐：プールに使えて、農地維持支払と資源向上支払の経理は一本で良いということになっています。ですから組織から見れば、今までの農地・水となんら変わらない状況になっているという、そういう状況になっているというのが実態です。

大泉委員長：よく分からないですね。はいどうぞ。

沼倉委員：少し前のものですけど。1ページの農地維持支払のところは、農業者のみでも良いですよということですが、資源向上支払は農業者およびその他の者で構成する活動組織となっています。資源向上の方は一緒にみんなで活動したりしますが、農地維持の方は農業者のみでも良いですよということ、活動費というのはどうなるのか。上の部分は農業者のみとありますが、資源向上の方は活動者全員ということになると、上と下とで整合性が取れないなと思いますが、如何でしょう。

大場技術補佐：基礎的な活動を行う農地維持支払については、農業者だけの組織でも取り組めるということで、逆に言えば、その場合は資源向上支払は取り組めないということになります。

沼倉委員：①、②、③で一緒に取り組むとこうなりますよという金額が出ていますが、それはどのような場合になりますか。

大場技術補佐：一緒に取り組むということは、農業者だけではなくて、あくまでも多様な主体の参画が入った組織の場合に合わせていただけということになります。

大泉委員長：上の農地維持支払は、農家の共同組織でOK。下の資源向上支払は農家以外の他の人を入れなといけないということですね。活動した時は、働いてもらった人に賃金か何かを出すんですか。

大場技術補佐：あくまでも活動に対する賦役の対価ということで、1時間あたりいくらという形で賃金を支払うことになります。

大泉委員長：だから農家はそれで賃金収入となる。一般の地域住民も賃金収入になるということですかね。

沼倉委員：資料・手続きは、さらに煩雑になるということになるんでしょうか。今でも大変なのに。

大泉委員長：大変だと言いますが、何にいくら使ったというのを出しておけば、意外とスルーするのではないのでしょうか。それが農地維持支払交付金なのか資源向上支払なのかは、別のところで審査するという話ですかね。本当は同時にやらないといけないんでしょうけれど。

難しいですね。土地改良区の関与もまだまだよく分からないというか、及び腰の土地改良区もあればポジティブな土地改良区もあるし。

結局この事業は、土地改良区は活動組織になれないんですよ。

大場技術補佐：改良区そのものは、表だってはなれません。しかし、新たな組織を作るという形になりますが、同じ構成員で組織をするのであれば、それは可能です。

相原委員：あの、よろしいでしょうか。事務支援というのは、今のところどういうところがやっているんですか。

大場技術補佐：事務の支援というのは、経理のことですか。

相原委員：いえ、その支援している主体というのはどこがやってるんですか。土地改良区の他に、やってるところはないんですか。

大場技術補佐：今は改良区のみです。

相原委員：改良区のみですか。

大場技術補佐：正式に委託を結んでいるのは改良区だけですが、一般の公務員の方とか農協の方が普通は組織の中に居まして、その方が経理を担っているのが多いと聞いています。

大泉委員長：はい。これは難しいですね。

ここでは、何を決めなければならないんですか。

こういう事業で、進めていきますがよろしいでしょうか、ということですか。

大場技術補佐：このような形で、現在進んでいますという状況報告という形になります。

大泉委員長：何か決めるということは別にありませんね。

大場技術補佐：ないです。

大泉委員長：はい。それでは、多面的機能支払はこの辺で終わります。この制度は、抽象文ではすばらしいコンセプトですが、具体化する時に色々錯綜している感じがあるので、少し難しそうだなと感じます。ただし、農村の現場では、今まで通りだということで、以外とすんなりいくのかもしれないですね。新しくやる人は少し大変なのかなという感じがしますが。

では、4番目の議事に行きましょう。「中山間地域等農村活性化事業」についてお願いします。少し時間の配分が悪く、あと7分ぐらいしかなくなってしまいました。出来るだけ急いでお願いします。

高橋主事：それでは、資料4をご覧ください。

資料4の1ページ目は、中山間地域等農村活性化事業の平成25年度の事業実施状況になります。平成25年度基金運用益は約660万円です。地域住民活動の活性化を推進するため、ふるさと水と土保全隊など県内12の地域活動実践団体に対して234万円を補助しております。

また、登米市東和町内でワークショップ等を実施する住民活動支援業務に147万円を支出しております。その他、ふるさと水と土保全隊や指導員等の情報交換等を目的とした県内研修会の開催、中山間地域等直接支払制度の協定参加者を主な対象とした地域活動実践者等養成研修会の開催、それから宮城県中山間地域活性化推進協議会および宮城県土地改良事業団体連合会との共催により、第1回宮城のふるさとのんびりフォトコンテストの実施、それから後程詳しく説明致しますが、集落支援事業等の活動を実施致しております。

次に資料の2ページをご覧ください。こちらは補助金の交付対象団体の平成25年度の活動の概要を示したものです。ため池や水路の管理・清掃等の活動の他、景観美化活動や住民交流会的な活動に取り組んでおります。

続いて資料の3ページをご覧ください。こちらは平成26年度の事業活動計画になっております。平成26年度基金運用額は約6億8,200万円、運用益は約660万円を見込んでおります。

項目の(1)として、今年度地域活動を推進する実践団体である保全隊等12団体に対して、236万円の補助を行う予定としております。

項目の(2)のふるさと水と土指導員等の県内研修会ですが、昨年度に引き続きましてふるさと水と土指導員保全隊および土地改良区や市町村担当者等を対象に情報交換等を目的として研修会を実施する予定です。

項目(3)から(5)までは説明を省略させて頂きまして、項目(6)集落支援事業になります。昨年度に引き続きまして、丸森町と七ヶ宿町の3集落で事業を実施してまいります。今後、県主導から徐々に集落主体が主体となるよう移行させていくことを目指しておりますので、県と町、それから各集落の他に、地域おこし協力隊等の協力を得ながら、事業を推進していくこととしております。

それから(7)県農村振興施策検討委員会ですが、資料の方では委員会2回開催予定とありますが、これは誤りでして、今回の他にさらに2回、合計で3回の開催を予定しております。失礼致しました。

また、こちら(2)の表の中に、次期活動計画が入っていないのですが、平成25年度に引き続きまして、みやぎのふるさとのんびりフォトコンテストを引き続き開催する予定としております。

次に資料の4ページをご覧ください。資料の4ページは、補助金交付対象団体の平成26年度の活動予定・活動概要となっております。前年度から一団体が補助金交付を終了しまして、新たに大河原町で一団体が活動を開始する予定となっております。補助金交付額は前年並みを見込んでおります。

続いて資料の5ページをご覧ください。資料5ページ以降、集落支援事業についての資料となります。昨年度、宮城県では中山間地域等農村活性化事業の中の取組の1つとしまして、中山間地域等の集落が支援を必要とする農作業等に対し、ボランティアを募集して作業を手伝うという集落支援事業を開催しております。昨年度は丸森町と七ヶ宿町の3集落で、延べ6日間支援活動を実施しまして、事務局など関係者を除いて、延べ84名の方に参加して頂きました。活動の詳細につきましては、資料4の最後に別件の活動報告書がございますので、この場の説明は割愛させていただきます。

そして、昨年度の事業の様子から、今後の活動に向けた課題が大きく2つありまして、1つ目は支援活動を実施した集落に限らず中山間地域は一般的に公共交通の便が良くないということで、特に学生のボランティア参加を考えた場合、現地への移動手段がなく参加が難しいということ。

それから2点目の課題としまして、県の直営で事業実施出来る数には限りがあるということで、このような活動を県内各地に広げていくためには、一定期間県が支援したとしても、その後は各集落で出来る限り自分たちで活動企画、それから事業を実施していけるように方向付けしていく必要があるということなのです。

これらの課題に対する対応については、平成26年度以降解決方法を探ることとしておりまして、詳細は6ページ以降になります。

資料の6ページ目をご覧ください。資料の6ページ目は平成26年度の集落支援事業の活動計画となっております。平成26年度ですが、前年度事業に取り組んだその集落で引き続き事業を実施してまいります。

まず、七ヶ宿町の干蒲集落では、よもぎ畑の除草、それからヨモギの摘み取り支援作業を行います。まず第1回目が6月15日、それから第2回目を7月6日に支援事業を実施し、その時の様子次第で、集落側で第3回を行うかどうかを検討することとしていまして、第3回目の活動を行うとなった場合には、9月上旬頃をめどに支援活動を実施することになり、耕作放棄地化されたヨモギ畑の復旧作業に取り組む予定となります。

それから2段目ですが、丸森町の中区集落では、集落で景観作物として植栽しているヒマワリ播種作業および収穫作業の支援を実施します。第1回目の支援活動として、今週の日曜日5月25日に播種作業の支援を行いました。この際には一般参加の方が21名、それから集落および県・町の関係者合わせて45名の参加により事業を実施しております。次の収穫作業については、ヒマワリの育成状況をみながら日程を決定することとなりますが、今のところ8月下旬頃を目処に実施する予定としております。

同じく丸森町の芦沢集落では、干し柿作りの支援活動を昨年引き続いて実施する予定です。回数や日程等は今後集落と打合せをして決定しますが、昨年同様干し柿作りの作業が忙しくなる11月中旬頃に支援を行うことを予定しております。

それから昨年度の課題に対する対応としまして、平成26年度の支援事業では、原則として現地集合でボランティアを募集しておりますが、中区集落での支援活動2回については試験的に、県の方でマイクロバスを借り上げまして、県庁前から乗車して現地まで移動できるように、当然帰日も県庁まで戻ってこれるようとしております。5月25日の事業の際には、大学生の方5名の利用がありました。

それから、もう1つの課題への対応としまして、各集落がゆくゆくは自分たちでボランティアの募集等の活動・企画に取り組めるようにするための方向としまして、干蒲集落では地域おこし協力隊、それから筆甫中區集落では地域の自治組織である筆甫地区振興連絡協議会という団体に事業に加わって頂いております。今後はこの方々に地域側の窓口として県との連絡役ですとか、あるいは活動の企画・日程調整等担当して頂くことを期待しております。それから芦沢集落での活動の際には、現地で活動しております復興支援員の方に参加して頂けるように今後はたらきかけていく予定としております。中山間地域等の活性化事業に関する説明は以上になります。

大泉委員長：ありがとうございます。時間がないので、コンパクトに纏めて頂いて、ご協力に感謝します。

集落支援は、中山間地域等農村活性化事業でやっているわけですが、県の農村振興課の方々が、実際に動いてみて、問題を発見して、それに対応されているということですね。そういう事業になり、課題が2つほど上がっています。如何でしょうか。この事業に関してご意見があればお願いします。

田村委員：質問です。中区の方では早速実施されて、今年は45名の参加があったということですが、昨年は24名で今年はもうすでに倍増したというのは、なにか背景があるのかなと思ったのですが、事務局で類推されていることがあれば教えて頂きたいと思います。

高橋主事：まず、昨年度参加者と今年度参加者ですが、今年度の参加者のうち一般参加の方21名でして、昨年度の参加人数24名というのもこちら事務局を除いた一般参加の人数になっておりますので、全体の参加者としては確かに今年45名ですが、一般参加者の数という部分では昨年度とほぼ同等程度というような状

況になっております。こちらの説明不足でした。

大泉委員長：はいどうぞ。

長田委員：ヨモギとヒマワリと干し柿のプロジェクトを見て思いましたが、やはり結果というのは大事だと思うんですね。ヨモギの結果はきちんと書いてありますが、四方山話になって、ついでの話でなくて、出来た商品・製品がどういう販路できちんと商品になったかというところまでやっぱり追求しないと、次に繋がらないと思うんですね。

景観作物としてヒマワリを植えたって、「お客様が来て楽しむんだよ」ということであれば、それはそれで良いかもしれませんが、そういうことをきちんと「今回ヒマワリはどうなったのかな」と思ったんですね。イノシシの害で全滅したのか。全滅しなかったらひまわりは油にして、こういう販路で売っていきいたいとか。そういうことがあったのではないかなと思ったんですが。そういう販路というのも大事じゃないかなと。商品となるまでのことも結構大事なので、そこもちゃんと報告・レポートして頂きたいというのが1つと、これからも営農のボランティアを募集していますが、これアルバイト料というのは出すんですか。

高橋主事：アルバイト料はなしです。あくまでボランティアでの参加ということになります。

長田委員：交通費も出さない。

高橋主事：交通費も出しません。

議長：はいどうぞ

沼倉委員：既に終わったところもあるということですが、去年は県の方から大学等に声かけをして参加者を集めたと思いますが、今年はどうなことをしましたか。

高橋主事：今年度についても大学への声かけを一度行っております。

中区集落は時間があまり無かったということもありまして、大学関係では宮城大学と東北福祉大学に声をさせて頂きました。それから、今回の活動は終わってしまいましたが、昨日東北学院大学のほうにも事業説明をし、広報依頼等に伺ってきたところです。他には、昨年度に引き続いて県のホームページでの情報提供をしており、さらに昨年度参加して頂いた方へは個別に情報提供をしています。それから企業・団体として参加いただいたところが幾つかありましたので、そちらにも同様に情報提供をしています。

中区集落につきましては、その他に、筆甫地区振興連絡協議会という現地の自治組織がありますが、そちらでも何度かイベントを企画しているということで、そのイベントの参加者等に対しても、県からの情報提供とは別に、個別に声かけをして頂いて参加者を募っているというような状況です。

沼倉委員：今朝、県のホームページを見て来たんですけど、干蒲集落での活動がもう締切が迫ってきていますが、今の応募状況を教えてください。

高橋主事：現状では、まだ応募者がきておりませんので、県のホームページだけでは情報発信が苦しいかなと感じています。他の手段を考えているところです。

大泉委員長：課題2のところ、ボランティア等を募集出来るよう方向性付ける必要がある、とソリューションとして、解決策として、ボランティア等と書いたけど、これも以外と難しい話ですね。

高橋専門委員：独自の事業ということで、着眼して頂いたのは良いと思いますが、なぜこの3集落だけ県で微に入り細に入りに入れてくれるのだろうか。他の所から見ると異様に見える親密な関係とも思われる節があります。やるにあたっては、そのやり方、制度的なものをまず作っていかないといけないと思います。自分たちでやれる範囲というのは、自ずと限界があるんですよ。このまま25、26と同じものをずっと繰り返してやっていくという意味も少し理解出来なくなるので、仕組みをもう少し作ってほしいと思います。これは果実運用だから、県独自の事業制度なので、せっかく良いところへ着眼したのであれば、裾野を広げる広げ方、例えば私が関係しているNPOを使って頂くとか、そういう広くもっと応援の手を掻き集める事の仕組みを作

っていかないといけないと思います。これが一部の方々の集落のみ有効だという誤解を招かないように、広くもっと浸透を図ってもらえるような事業の拡充をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

大泉委員長：はい。それは、今までやってき保全隊なんかも含めて、向こうから手を挙げてきたところとどういう関係を持つかということと関係するのかもしれませんが。

高橋専門委員：そうですね。保全隊のも大分時間が経過したということで、私も課長の時代から成果の話とかもしてはいました。ただ、これが継続する力を、きっかけを作るための活動の助成というのが、意外と農地・水だとか中山間と同じ様に、縁の切れ目になる恐れがあるのではないかと感じています。

もうここで辞めようかというところをまだ切れない、そういう自立まではまだ至っていないのではないかとということで、補助を切れないというところもあると思います。

間違いなく活動の実績がありますので、もっとPRしなければならぬですね。そういう非常に地道だけでも、PRの仕方とかももう少し工夫しながらやっていってもらいたいと思っています。

文屋専門委員：関連ありますので、少しだけお時間を頂いて、PRも含めてお願いします。

専門委員ということで、内川ふるさと保全会の指導員という形で参加させて頂いています。

資料の2ページに補助金の交付金という一覧表がありますが、下から4番目に、私どもが活動しています内川ふるさと保全会というところがございます。

会員数は100名程。前にもお話しをしたと思いますが、今補助金のお話しありましたのでお話しします。

我々はやはり10年という歳月をかけて、今年の2月に東北農政局長表彰を受賞したということもありまして、菅原次長さんにもご出席して頂き、10周年記念をさせて頂きました。その折には、市長さんはじめ幹部の方にも出席頂きましたが、我々の活動の大きな根幹になります、力になりますのがこの助成制度によるバックアップです。そういう意味で、是非この助成制度というものの拡充をせひお願いしたい、というのがここでのお話しです。

それで、10周年で記念誌を作りましたが、15部ほどございますので、委員の方々にお渡ししたいと思えます。ぜひ、ひとつ我々も頑張っております。助成制度には本当に感謝しております。

大泉委員長：この基金、6億6千万円から始まって、7億に近づいてきてるんだよね。

他の委員の方どうでしょうか。

鈴木専門委員：活動の内容の広がりについてなんですけど、県内に留まっていて、県外といった方向性というのはどうでしょうか。他の制度とかをドッキングさせてするとか、県内からあるいは都市圏、関東とか東京圏とか広がりを持った方が良いんじゃないかなとかんじています。

実は去年、震災の復興絡みでの動きがあったんですけど。東大の元土木景観の先生とお会いしてお話した時に、そこに卒業生とか一杯来るんですけど、「支援はどこに行ってるの」って聞くと、みんな行ってきて、東北に来てくれているんですよ。ところが行き先が岩手だとか福島だとか、宮城には1人も居なかったんです。

全員、福島と岩手で、宮城県に支援に行ってる方っていうのが、一人もいないというのは、意外に宮城県は東京の中では、復興支援についても存在が薄いというか、弱いのではないかと感じました。

大泉委員長：他はどうですか。はい、どうぞ。

島谷委員：先程の高橋専門委員のご発言に関係することですが、6ページの(2)の下の方のところですが、この3集落以外の地域でも同様の集落支援事業を展開することを目指しているとありますが、具体的に手を挙げたり、あるいは検討している地域は出てきているものでしょうか。

高橋主事：現時点では、他にどこという所は未だありません。今後は、今取り組みを行っている3集落はいずれも中山間地域等直接支払の協定集落というところですので、中山間地域等直接支払協定支援研修会や、あるいは担当者会議等、そういった機会でも情報の周知に務めるとともに、「この集落ではこのような取組をやりました」といった集落の方の意見や地元の声を発信して行って、手を挙げて頂くところを見つけていきたいと考えております。

島谷委員：この事業に取り組んだ地域が、外からボランティアの人が入ってきて様々な活動を経てどう変わったのかということをもっとPRされると具体的に思い浮かべることができるのではないかと思います。以上です。

大泉委員長：そろそろよろしいですかね。皆さんのご意見は、結局自立性といいますか、オートノミーと言ったらいいんですかね。

これはある意味人口減少と追いかけてこになるのですが、その中山間地域の農村活性化事業は農村振興課でするので、農政を切り口にするということが当然のことだと思いますし、それで良いのだらうと思います。

しかし、求めるところは中山間地の農村が活性化するということですので、農政から入ったとしても、その地域のコミュニティというか、村がどうなるのか、あるいは自立性を持つにはどうすべきなのか、そうした全体を踏まえて集落支援というのはどうあったら良いのだらうかということを探索しながら事業展開するという、非常に難しいことを実は要望しているわけです。

今色々意見が出てきているのは交流ですかね、交流を活発にという話が出てはきていますが、その交流の仕方もどこがチャンネルメーカーになるのか、今のところ県がやっていますが、それも自動的にないと良いと思いますが、まだまだ難しいかなという感じがしています。

今日は、3つ議題がありました、皆さんから頂いた意見助言等を参考にして、今後の農村振興に取り組みに役立たせて頂きたいと思えます。

そうしたことで、今日の議事を終了したいと思えますが、いかがですか。最後にご意見があればお願いします。

はい。いいですかね。それでは皆様の慎重なる審議、円滑な議事進行にご協力頂きありがとうございました。15分から20分ほどオーバーしてしまいまして、誠に申し訳ございません。忙しいなか皆さんの時間を割いてしまったことをお詫び致します。

それでは、事務局の方にマイクをお返し致します。

司会（大場技術補佐）：大泉委員長、ありがとうございました。本日の意見等を踏まえ、本県の農村振興に役立てていきたいと思えます。

なお、本日の委員会の議事録は公開となりますので、事務局で作成したものを後日メールで、あるいはFAXで送付しますので、確認していただきたいと思えます。

次回の開催ですが、10月頃に現地調査を兼ねまして開催したいと思えます。県庁から貸切バスで一日拘束するような形になりますが、ご理解のほどお願いします。なお、その際は夜の部も準備したいと思えますので、ぜひ参加頂きたいと思えます。

以上をもちまして、本委員会を閉会致します。どうもご苦勞様でございました。ありがとうございました。